

検討事項	提案の趣旨等	提案に対する意見	検討会の結論
①情報公開 ・ホームページで収支報告書等を公開 ・CD-Rでの提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 閲覧に供しているものは、全てホームページで出したらよい。(遠方の方は閲覧に来ることができない。) ○ コピーとCD-Rいずれかで提供できるようにする。 ○ 既に閲覧に供している25年度分から公開してもよいのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民にどんな活動をしているのかを示していく。 ○ 会計帳簿を非公開にする必要がない。併せて公開したらよい。 ○ 会計帳簿は収支と一致するので、この際公開したらどうか。 ○ 条例や法律一般的には遡らないので、次の4月1日から適用したらどうか。 	<p>平成26年度分から収支報告書、証拠書類、主要な活動記録及び会計帳簿をホームページで公開。 CD-Rも、情報公開で開示請求があれば提供。</p>
②飲食を伴う会費 ・廃止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国的に疑問視、批判が出ている。要望の聴取などの理屈はあっても、交流、懇親が主であり、公費を充てるべきではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政務活動費への充当実績もごくわずかであり、廃止が適当。 	<p>平成27年度から、政務活動費を充当しない。</p>
③支給方法 ・支給対象を会派又は議員へ一本化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 判例の解説等には、会派と個人の両方への支出は適当でないとの見解がある。 個人に一本化して、会派用務は個人から出し合せて執行したらどうか。 ○ 会派に一本化すれば、チェック機能が働くので良いのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会派で研究も行っており、現行が合理的。 ○ 会派活動と個人活動がそれぞれあるので、現行で。 ○ 会派と個人とに分けた方が、説明がしやすい。 	<p>現行どおり。</p>
④按分方法 ・合理性ある按分率へマニュアルを見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の按分基準に合理性があるかどうか分からないため、マニュアルの見直しを。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人毎に状況が違うので境界が難しい。マニュアルの基本的考え方で説明責任が果たせるので問題ない。 ○ 現行マニュアルは、全国議長会の考え方を踏まえたもの。 	<p>現行どおり。</p>
⑤チェック機能 ・第三者機関の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民から第三者機関を設けてはどうかという意見がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監査委員による監査を受けている。 ○ ホームページでの公開によって、県民による厳しいチェックがされることになる。 	<p>現行どおり。</p>
⑥四半期毎の収支報告 ・四半期毎の後払い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 使った分だけ交付する精算払いにすればとの県民の声もある。返還の作業も無くなる。 ○ きめ細かく出せば事務局もチェックしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3ヶ月毎に決算をしていたら、作業が大変になるし、会派としても使いづらくなる。 ○ 事務所費や人件費などの(立て替え)支出は厳しい。 	<p>現行どおり。 書類等の早期提出に取り組む。</p>
⑦政務活動記録簿の毎月提出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議員の活動を早く県民に知って貰いたい。早期提出の方法について議論する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公開は別問題。事務局が早くチェックできるように(早期提出の)努力をするようにすればよい。 	<p>現行どおり。</p>
⑧報告の充実 ・報告内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「いつ、どこで、誰と」は報告の中にあつたほうが良い。パターンがあれば報告しやすい。個人情報事務局がチェックしてくれる。 ○ 政務活動が妥当かを県民が判断するため、成果を県民に還元するために詳細な報告が必要。 ○ 最低限の項目が入った様式を定め、写真や名刺をつけたい。 ○ 県民に説明できるよう、成果の詳細が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動記録簿に「いつ、誰と」も「場所」も出ている。情報源を明らかにすることで、政務活動が制限される場合もある。 ○ 「いつ、どういう用務、相手」は必ず書いている。飛行機の搭乗券や高速道路の領収書で、調査に行ったことは証明できるので十分。 公開時に個人名を消せば、現行どおりでよい。 ○ 枠にはまった詳細な報告書の作成が求められた場合、報告書の作成自体が仕事となって、自由な発想による調査の妨げになりかねないと感じる。 	<p>現行どおり。 ※下記の内容をマニュアルへ付記 良識ある議員としての位置付けの中で、可能な限り詳細な報告をする。</p>
⑨報告の充実 ・添付書類の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 添付書類の充実、不適切支出防止のために必要。 ○ 調査先を証明する名刺、写真、パンフレット等の添付や支出を裏付ける宿泊確認書や広報誌などの添付が必要。(領収書だけでは、実際に調査したか、泊まったかどうかは証明できない。) ○ 搭乗券、宿泊証明書やパンフレットなど可能なものは添付したら良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 義務付けは難しい。可能な限り名刺等を添付し、面談者を示すということは、今もやっていることなので、今までもどおりでよいのではないかと。 ○ 最後のよりどころが領収書であり、領収書にさらに添付する必要はないのではないかと。 ○ 県民に対する公正性の証明のため、最大限取れるものは取るということではよいのではないかと。 	<p>現行どおり。 ※下記の内容をマニュアルへ付記 添付書類は、議員の責任と義務において、可能な限り取れるものは取る。</p>
⑩宿泊費 ・定額支給から実費支給への見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実費支給とする。 ○ 実費又はバック料金とする。 ○ 定額は本県以外では2県のみ。世論の見方も考慮した検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定額のままというのは難しい。実費制へ。 <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 海外については、安全面や季節的な割高料金などを考慮して、上限額は設けない方がよい。 ○ 上限額を定めたいうえで、状況に応じて特例的な扱いができるように規定整備して運用すればよいのではないかと。 ○ 実態に即して支出ができるような形が望ましい。 	<p>宿泊料は実費支給へ見直し。 上限額の扱いは、他の団体や県の特別職の状況も踏まえ、27年度実施に向けて議運で別途協議。</p>
⑪宿所への充当 ・高知市以外の選挙区の議員が高知市に設けた宿所への充当を可とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東西に長いという地理的要件や政治経済等が高知市に一極集中しているという県の実態から、活動の中心となる高知市に、高知市以外の選挙区の議員が政務活動の拠点として設けた宿所に政務活動費を充当できるようにする。 ○ 議員宿舎を新設することが財政的に難しい中で、事務所費と同様の考え方で、宿所に政務活動費を充当できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遠隔地議員の往復に伴う時間的、体力的な負担や資料の持ち運び等の負担軽減につなげる措置も必要。 ○ 高知県の議員であり、高知市に事務所を持ってもおかしくはない。宿所に事務所費的に政務活動費を充当してもよいのではないかと。 ○ 周辺部の議員と高知市近辺の議員との間の時間的なハンディを無くして、議員が公平に働けるようにということも考えるべき。 	<p>高知市以外の選挙区の議員が、高知市に設けた宿所に政務活動費を充当できるようにする。</p>
⑫JR等の交通費 ・領収書の提出を原則とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の「原則領収書不要で例外あり」の取り扱いを「領収書提出を原則とし、例外あり」に見直し。 ※「例外」は、領収書が取得できない場合 	<p>※特に意見なし。</p>	<p>「領収書提出を原則とし、例外あり」にマニュアル見直し。</p>
⑬条例の改正内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会計帳簿を提出書類に位置付け。 ○ ホームページでの公開を条例に規定追加。(議会の主体的取り組みを条例上で明示) ○ ホームページでの公開は平成26年度分から。 ○ 宿所を別表の事務所費の項に付記。 	<p>※特に意見なし</p>	<p>提案内容どおりに条例を改正。</p>